

## 税制調査会（第2回国税犯則調査手続の見直しに関する会合）議事録

日 時：平成28年11月9日（水）9時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○委員

「国税犯則調査手続の見直しに関する会合」の第2回を開会します。

第1回会合で国税犯則調査手続の見直しについて、事務局から、国税犯則調査における問題や平成23年の刑事訴訟法の改正等と比べて不備と考えられる事項、あるいは関税法に規定されている関税の犯則調査手続との比較において、国税の犯則調査に欠けている事項、これらについて説明していただいた上で、参加の委員、そして、お招きしています外部有識者の皆様に精力的に御議論、御意見を頂きました。その結果、先般の会合での議論で必要と考えられる論点はおおむねカバーできたと考えられることから、今回の会合はそれをまとめる起草会合ということにさせていただきました。

つきましては、前回の最後にも申し上げましたが、起草会合とする関係で、メンバーの皆様に様々な議論のやりとりを自由に行っていただくために、これは政府税調の慣例ですが、それに倣い対外的には非公開とさせていただきます。ただし、前回と同様に、会合終了後の記者会見については開催し、概略を私からマスコミの皆様にもお伝えするとともに、後日、皆様の発言者名を伏せた上で議事概要も公表することとしますので、その点、よろしくをお願いします。

なお、大変恐縮ですが、本日、机上に配付させていただきました資料につきましては、会議終了後に一旦回収させていただきたいと思っておりますので、会議終了後は机の上に資料を残したまま御退室させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、議題に入ります。

前回の会合で御議論いただきました各論点を踏まえまして、事務局に国税犯則調査手続の見直しについて（案）という、この会合から政府税調総会への報告のたたき台を作成していただきました。通例に倣えばそれを事務局から読み上げることになるのですが、本日は時間が限られていること、また、事前に皆様に案をお配りしていることから、事務局からは補足的な説明をしてもらった上で、時間を節約して、皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。

国税犯則調査手続の見直しについて（案）という資料を事務局より案文の説明という形でお願いたします。

### ○事務局

まず最初に、本報告案の起案に当たりましては、参加の皆様方から先般の会合以降、数多くの御助言を賜りまして、大変ありがとうございました。まず御礼を申し上げます。

それでは、全体的な構成について、御説明をします。

1 ページですが、本会合の開催状況及び本会合において整理が行われました対象範囲について、御参加いただきました皆様のお名前とともに記述をさせていただきます。

2 ページから本会合において整理された内容をまとめたものです。大きく二つに分け、第一として、ICT化対応のため平成23年に刑事訴訟法において措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として整備すべきと考えられる事項。それから、第二として、6 ページ後半からですが、関税法とバランスをとる観点から見直しが必要と考えられる事項について、それぞれ整理をしています。

まず、第一の冒頭についてですが、ここにおきましては、ICT化対応について刑事訴訟法を参考として見直しを行うことの妥当性について、先日の会合での御意見を頂いた順番に則して、外部有識者の方々から御発言いただいた内容を中心に、それらに基づいて記述をしています。

その上で、個別の項目ごとに刑事訴訟法等における規定の内容と国税犯則調査に係る規定の整備の必要性について、こちらは先般の会合での皆様の御発言、それから事務局説明、更には昨日までに頂きました御意見に基づいて記載をしています。

第二についても同様で、関税法を参考とした見直しを行うことの妥当性について、こちらにも主に外部有識者の方を初めとする御発言に基づき記載した後、各項目についての個別の記載をした形になっています。

一番最後の部分ですが、整理した各項目に関する内容が一覧できますように、別添として整理表をつけています。

以上が本報告書(案)の構成についての御説明です。お示しした案に記載させていただいた内容のうち、前回の会合で事務局からの説明が至らなかった点が二点ありますので、補足説明をさせていただきます。

一点目は、7 ページを御覧いただきたいと思います。遺留物の検査、領置についてです。1 の関税法の規定の説明にあるとおり、関税法においては、犯則嫌疑者の置き去った物件について検査、領置できる旨の規定はありますが、この規定と同内容を措置したのでは、先般の会合で事務局から御説明した問題点として、参考人の置き去った物件ということもあったわけなのですが、この参考人の置き去った物件については、検査、領置できないという部分が解決されないということになってしまいます。そこで、今回お示ししております報告案では、(2) の第 2 段落の中ほどですが、関税法に倣いつつ参考人が置き去った物件も含めという表現を入れさせていただいていますので、この点につきまして問題がないか御確認をお願いできればと考えています。なお、この参考人が置き去った物件についても検査、領置ができるという規定につきましては、独占禁止法では既に措置されているものです。

もう一点ですが、こちらは 9 ページを御覧いただきたいと思います。9 ページの⑦の鑑定の嘱託に関してです。先日の会合では事務局から運用上実施している手続を法

令上明確化する必要があるという脈絡でのみ御説明しました。一方で、関税法におきましては、税関職員から鑑定を嘱託を受けた者は裁判官の許可を受けて鑑定に係る物件を破壊することができること及びそれに関する手続が定められています。ここに言います物の破壊とは、例えば、関税におきましては、覚醒剤であるということを証明するために差押物件の成分分析等を行う際に、微量を採取した上で消費するということを意味しているということになり、それを裁判官の許可に基づいて強制的に実施できるとする内容です。

当然のことながら、現在の国税犯則取締法にはこれに対応する規定はありませんので、国税犯則調査手続においては、鑑定を嘱託を受けた者が強制的に鑑定を実施するということは現状運用でもありませんが、酒類や揮発油に関する犯則について、よりの確に証拠収集を行っていくためには、この嫌疑者等の同意が得られない場合であっても差押物件等の一部を消費して成分分析を行う必要があると考えています。

そこで、この裁判官の許可に基づく鑑定の強制的な実施についても記載を加えさせていただきます。具体的には、9ページの下から4行目のところですが、「さらに」で始まる部分です。「⑦に関して、鑑定を嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとなっている。」という形で関税法の説明を加えさせていただきます。

その上で、10ページです。中段上ほどの「加えて」から始まるパラグラフですが、こちらは御覧のとおりですが、的確な証拠収集を可能とする観点から、関税法に倣って規定を設けることが適当であると考えられるという表現を加えさせていただきますので、この点につきましても問題がないか、御確認をお願いしたいと思います。

これ以外に、10ページの7通告処分の対象範囲の部分ですが、こちらは何人かの先生方から、通告処分の対象を限定する理由を丁寧に記載すべきであるという御指摘を賜りました。それを踏まえまして、学説の指摘する問題などを補足しながら、前回、頂いた御発言に基づいて記載をしています。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、案文について、御参加の皆様から御発言を頂戴したいと思います。

#### ○外部有識者

既に事務局と何度かやりとりをさせていただきまして、いくつか申し上げたことがあり、取り入れていただいた部分もありますし、入れていただけなかった部分については相応の理由があるということで私も納得していますので、特に私からこの場で更に何かということはありません。

むしろ、政府税調の本体の会議で本件が技術的な事項にわたることから特に外部の者の意見を聴くことにされたという経緯がございますところ、かなり分かりやすく書いていただいているとは思いますが、これで税調の委員の先生方にお分かりいただ

けるますでしょうか。そのことをお伺いして、もし難しそうであればここでさらに案文を練った方が良いのかなと思います、いかがでしょうか。

#### ○委員

政府税調では、例えば、犯則という漢字の意味はどのようなことですかなど、そのようなことからおそらく説明しないといけないかもしれないと思っています。

#### ○委員

ありがとうございます。その他に、発言の御要望のある方に順番にお聞きしましょうか。いかがでしょうか。

#### ○外部有識者

先日の会合の成果、内容がよくまとめられており、良い御提案であるというように評価をしたいと思います。実務で申しますと、まず会計事務所は、日々パソコンで顧客データを入力します。会計事務所が請け負ってればです。その会計事務所のデータはどのようにするかというと、以前はそのままパソコン内部で事務所のサーバー内部でストックをしていたのですが、東日本大震災が起きてから、他の事務所でも同じであると思うのですが、私の事務所で言うと、毎日の会計データを職員が全員退社した時にバックアップをします。やはりクラウドデータを利用してバックアップして、例えば、その日の夜中に大震災が起きた時は、全部クラウド上のバックアップデータを頼りにすれば何の支障もないという結果になっています。

それが実務の状況です。それと、プロバイダという取次業者がいるのですが、その業者も更に例えば、東京地区と九州地区と何カ所かに分けてデータバックアップという体制で万全なものにしています。それは震災対応でということです。そのような災害対応で別に租税ほ脱のことを目的としたことでは当然ないのですが、全てそのような処理をしてキープをしています。この犯則調査のことですが、仮に悪いことをしようというように計画した者はもう必ずクラウドデータ等に落としているわけですから、それを調査できない、押さえられないということは非常に一つの手段として、事務所のパソコンを押さえても犯則対象の法人なり個人のデータ、パソコンを差し押さえても実は何もないという状態も十分考えられることなので、この改正については好ましいというように思います。取り調べを受ける方への業務の支障のないようにという配慮がされているということも一つ大きく評価ができることであると思います。

#### ○委員

ありがとうございます。厳しくするところは厳しくして、かつ、御迷惑もあまりおかけしないようにという配慮もなされているということですね。ありがとうございます。

それでは、お願いします。

#### ○外部有識者

基本的に全く異論はありません。ほ脱犯というのは、そもそもこれにも書かれていますように財政経済事犯の一つであって、特に供述よりも物証ですね。あるいはデー

タ、不正を行うに当たってのデータ等が実証上、実際の刑事事件になると非常に重要なわけです。あるいはメモ、その電子データ、そのようなものが重要なので、その必要な証拠の収集がほ脱犯の場合には、特に社会の実態から随分遅れていたということで、できるだけ早くそれらも是正して、適正な調査あるいは適正な実証につながるようにすべきであると考えます。そのような意味で異論はありません。

7ページで一応確認させてもらいたいのですが、非常に細かいことですが、関税法の置き去ったという文言で、関税法コメントルを確認してくればよかったです。これは前回説明のあった調査に来た時に嫌疑者がぼいっと公道上に投げ捨てたら、このような場合、遺留というか、そのようなものも解釈として入るという理解で良いのですか。

**○事務局**

はい。御指摘のとおり、そのような解釈で良いと思います。

**○外部外部有識者**

それは関税法のコメントルに書いてあるのですか。それに記載されていればそれで良いのですが。

**○事務局**

今、手元にありませんので、後ほど確認します。

**○外部有識者**

普通は置き去ったというものが入りますか。

**○委員**

捨て去ったと置き去ったは違うということですか。

**○外部有識者**

遺留という文言だけにこだわるとそのようなものが入るのかなと少し気になりました。

**○外部有識者**

刑事訴訟法上は、被疑者その他の者が遺留した物という記載になっています。

**○外部有識者**

遺留という表現ですね。遺留だったら置き去ったものも入るし、捨てたものも入ると思うのです。

**○外部有識者**

刑事訴訟法に合わせれば含まれます。

**○外部有識者**

置き去ったという文言は非常に狭い文言のような気がします。

**○委員**

重要な御指摘ですので、正確に文言を確認した上で、しかるべき対応をよろしくお願ひします。ありがとうございます。他にいかがですか。よろしいですか。

○外部有識者

特に意見はありません。

○委員

よろしいですか。

○委員

ドラフトの段階から随分丁寧に書き込んでいただいていると分かります。

今回、ICT化の方はこれで十分な内容になっていると思います。

あと実質的な変更点、通告処分等のところで、ここの説明は先ほども御説明がありましたとおり、これで良いかどうかのところを皆様に御確認いただいて、これで良いのであろうとは思いますが、重加算税と通告処分の関係、これはいずれも行政段階のもので、憲法上の二重処罰などそのようなことではないと思うので、そうすると、ここのところでは結局複雑化と重複を避けるという、基本的にはそのような理解ではないかと思えます。税制調査会の説明の方法として、ここは一言何か必要かなと思うので、短い言葉で適切なものをお示ししていただければ大変ありがたく思っています。

○委員

ありがとうございます。

いかがですか。

○委員

鑑定嘱託のところで今回補足された点です。これは裁判官の許可を受けた上で必要があると裁判官で許可が出たという範囲で行うということです。そうであれば、酒類や揮発油について消費して成分分析をする必要があるということであれば、これは盛り込むことが適切だと思います。

今、委員からお話がありました通告処分のところです。これは10ページの辺りでしょうか。私は、今回、申告納税方式の間接国税について重加算税を導入するという点には、これまで学説で指摘されてきたような問題を解決するという意味でも一歩前進であると考えます。その点、委員のおっしゃったキーワードについては、例えば合理的な制裁体系ということで、複雑化や重複を避けるというような趣旨で今回改正をするという理解は可能ではないか。

○委員

10ページのところを見ると、なお通告処分の対象に含まれるものは密造酒の酒税、無免許の場合など、税関でも輸入の際の消費税などがあると思えますし、いくつか限定的なものになるだろうと思えますので、それがそれなりに犯則調査に関する限りでメンションされていますので、その点は親切になっているのではないかなという気がいたします。

○外部有識者

9 ページから10ページにかけての鑑定の嘱託を受けた者が物の破壊ができるということですが、刑事訴訟法上は身体検査もできることになっています。犯則調査の実務で身体検査を鑑定として行うことが必要になる例はないのでしょうか。例えば、犯則嫌疑者が物を飲み込んでしまった場合にレントゲンを当ててその所在を確認する必要性が税関などでは生じることがあると思うのですが、そのような場合に鑑定処分許可状をもらえないということになると困るのではないかとということです。このような場合にどのような令状を請求すべきかについて刑事訴訟法ではややこしい議論があります。仮に身体検査を許す鑑定処分許可状が必要だという解釈をとった場合、税関であれば条文上身体検査が掲げられていない以上自ら行うことはできず、警察に言っただけで刑訴法に基づいて処分を実行してもらおうことになってしまうわけですが、国犯法の問題としてはいかがでしょうか。

### ○事務局

今回、関税法自体が刑事訴訟法と比べて許可に基づいて鑑定できる範囲を物の破壊に限定していることを参考にしたということが直接的な理由ですが、実務を考えましても、査察調査において身体検査をするという必要性は今のところ考えられていませんので、今回の措置におきましても、物の破壊、要は成分分析のための消費と念頭に置いた規定で十分なのではないかと考えているところです。

### ○委員

様々なテクニカルなことがあるのですね。ありがとうございます。

皆さんの御質問、御意見を一巡頂戴しましたが、他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一応ここで締めくくらせていただければと思います。案文については大きく修正すべき点も無いようですので、この当案文につきましては、本会合としての政府税調総会への報告とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

### ○委員

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。この案文を次回開催される政府税調の総会に報告します。

前回の会合に引き続きまして、この国税犯則調査手続の見直しに関する会合に御参加いただきました皆様には、貴重な御意見、また、その様々な分野の知見を生かした御指摘を頂戴いたしました。皆様に大変精力的に御議論いただいたことで、税調総会への報告の内容がきれいに整理されたのではないかと思います。

特に外部有識者の皆様には、御多忙のところを会合開催に当たり、本当に一方ならぬ御尽力を頂きましたことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありが

とうございました。

それでは、この会合はこの辺りで終了したいと思います。本当にありがとうございました。